

三、天上の歴史について、神と人。
四、天上の歴史について、時と永遠。

五、ユダヤ族の運命。
六、クリスト教と歴史。

七、ルネサンスとヒューマニズム。

八、ルネサンスの終末とヒューマニズムの危機、機械の出現。

九、ルネサンスの終末とヒューマニズムの危機、人間のイマージの崩壊。

十、進歩の教説と歴史のゴール。

(エピローグ)、生への意志と文化への意志。

此の中、本論の十章は、一九一九―二〇年にモスコの精神文化自由アカデミーに於いてなされた講演をまとめたものであり、エピローグのみは、一九二二年に附加へられたものであつて、これは著者自身の云ふところに従へば彼の「歴史哲學構想の本質的要素をなすものである」と云ふ。

少くとも私自身について云へば、本書が極めて *sostrich* であり *interessant* なものであるだけに、その魅力に引きつられてむしろ讀まされたかたちである。英譯者の譯文もまた流暢であつてと云ふほゞごころを知らない。(Geo. Rey Berg: *The Contemporary Press*, London, 1936, pp. X et 224. 邦價約七圓餘。(中山))

○ラヴィス 歐洲政治史概観

小島幸 治譯補

この書物の原書である Lavisse: *La vue générale de l'histoire politique de l'Europe*. 1870 に就いては今ごと新らしく紹介する必要はないであらう。譯者もその序文で述べられてゐる如く *Ranke* の *Ueber die Epochen der neueren Geschichte* とともに西洋史概説書中の古典的名著であらう。我國に於いても、既に古く廣瀬哲士氏によつて「歐洲政治史概論」(大正六年東京)として譯出せられてゐる。然し今新らしく刊行せられたこの小島氏の譯書では佛文原典のみならず *Charles Gross* の英譯本も参照され、加ふるに原書をテキストとして用ふる専門學生の參考のために、或は又一般讀者の理解を資けるために、懇切に詳細な補註が附加せられてゐる。

ラヴィスのこの書は、その叙述が世界大戰以前に止まる古きものであり、個々の歴史事實に關しては、その後の研究によりて修正さるべきものを含んでゐるであらう。しかし、その簡潔にして明晰な表現の中に複雑多岐なる歐洲政治史の本質が壓縮して把握せられてゐる。即ちそこには、「世界史の根本的事實が與へられつゝ、歐洲諸國家の形成と政治的發展」とが實に鮮かに示されてゐる。

われ／＼が今直面してゐる緊迫せる複雑な現實の情勢は、一つには國際事情の動向に關する全き理解と、他方には歴史の進行に

於ける政治の力のもつ重要性の再檢討——新らしき政治史——をわれ／＼に強く要請する。ラヴィスのこの古典的名著を読みかへすことは、この要請に對して決して無益なものではないと信ぜられる。(東京泰文社發行、四六版、二六七頁、壹圓七拾錢)(前川)

彙報

○史學研究會

例會 十月二日(十七午後一時半より文學部史學科第一教室に於いて左の講演あり、閉會四時半頃。

一、曼荼羅の表現に關する二三の見解

上野 照夫氏

(本誌本號掲載につき梗概省略)

一、わが國分寺と隋唐の佛教政策並に官寺 塚本 善隆氏

聖德太子の治國政策が、佛教を中心に、おくものであつたことは、十七條憲法が明示して居り、また隋唐にもわが遣唐使留學生が重興佛法の天子の國へ佛法を學ぶべく來たつたと記してある。かゝる治國政策は、「國家の佛教」の教化網が全國的に完全にして十分に實現されるものであり、國分寺制は畢竟かゝる制度の完成に他ならぬ。一方隋の文帝は南北朝統一の英主であつたと共に周武帝廢佛の後を承けて重興佛教を殆ど自らの使命とし、儒學を抑へて佛教を治國の中心におくが如き、支那帝王に類例をみざる興佛の國主であつた。太子の十七條憲法は帝の末年に發布せられ、

遣隋使は次の煬帝の初世に到つてゐる。太子の佛教政策は文帝のそれに深き關係があり、留學生も亦これに深き興味を以て研究し來たつたと思はれる點があり、更に州縣に僧尼兩寺を置く詔は文帝に見ることが出来る(金石文)し、帝の晩年の天下諸州に舍利を分布し塔を建てた事業は最も盛な事業であつたし、佛教徒を感化せしめたものであつた。

從來國分寺は則天武后の大雲經寺、中宗の龍興寺(中興寺)、玄宗の開元寺の模倣などと論ぜられてゐるが、その明證はない。州一官寺の考は唐の高祖にも見られ、更に高宗は乾封元年正月泰山を親祀し、天下諸州に一觀一寺をおく詔を出してゐる。高宗以來則天武后・中宗・玄宗と、歷代中央の恩威を天下に示すべき州官寺の設置が行はれてゐるのであつて、此間わが留學生學問僧が盛に彼の文物佛教を傳へてゐたのである。年次の上からは大雲經寺、龍興寺がわが國分寺の佛教々義の上に整然たる組織體系を具へたものとは格段の差がある。某寺の模倣と斷するよりは、太子の治國政策の必然の發展であり、太子以來の金光明、法華兩大乘佛典の信仰を中心とする日本國家佛教が支那に壓くり返されてゐる歴代の州官寺の制度の刺戟を蒙り乍ら成長し、大化改新の中央集權成り奈良貧窶なりし後に、金光明護國之寺、法華滅罪之寺として、全國佛教々化網を成就したものと考へられる。此意味に於いて、隋文帝の佛教治國政策をその源流に忘れてはならぬと思ふ云々。

(東洋史研究より轉載)

大會 十一月二十一日(日)に昭和十二年度本會を開催、午前九